

第十五章 送達

1. 送達を受けるべき者	2
1.1 出願人への送達	2
1.2 代理人への送達	2
1.3 代理受取人への送達	3
2. 送達を受けるべき住所	4
3. 送達方法	4
4. 送達証明方法	5

第十五章 送達

専利主務官庁が法定手続きにより文書又はその他の特定事項を当事者又は利害関係者に通知し、当事者又は関係者に文書の内容を知らせることを送達という。文書は送達されて、始めて対外的な法的効果が生じる。

送達を受けるべき者、送達を受けるべき住所、送達証明方法及び送達方法を本章の規範の重点とする。

1. 送達を受けるべき者

文書送達の対象は出願人本人でなければならず、出願人が代理人に委任、出願人又は代理人が送達受取人を指定した場合、送達の対象は代理人又は送達代理受取人となる。

1.1 出願人への送達

専利出願又は専利に関連する事項の手続きにおいて、自ら処理し、並びに代理人に委任していない場合、出願人に送達しなければならない。

出願人が2人以上である場合、共同出願人は利害を共にするため、合わせて確定しなければならない。それぞれ送達することにより違いが生じるのを防ぐため(最高行政裁判所 2002 年度判字第 640 号の判決を参照)、出願人は共同出願人のうちの1人を送達を受けるべき者として指定しなければならない。既に送達を受けるべき者が指定されている場合は、当該送達を受けるべき者に送達しなければならない。並びに当該送達を受けるべき者に送達したときに送達の効力が発生する。送達を受けるべき者を指定していない場合、出願人に期限内に送達を受けるべき者を指定するよう通知し、期限が過ぎても指定しなかった場合、一番目の出願人を送達を受けるべき者とすると同時に送達事項のコピーをもってその他の者に通知し、並びに当該第一番目の出願人に送達された時に送達の効力が発生するものとする。

権利移動登録事項の申請は、申請を提出した者を送達を受けるべき者とし、並びにコピーで相手方に通知する。

1.2 代理人への送達

代理人に委任して専利出願又は専利に関連する事項の手続きを行い、代理人の送達受領権限が制限を受けていない場合、送達は当該代理人にしなければならない。代理人が送達文書を受取った場合、送達は既に出願人にとって合法的な

効力が生じる(最高行政裁判所 2006 年度裁字第 02766 号の裁定を参照)。

同一の出願人が数人の代理人に委任している場合、全ての代理人に送達しなければならないが、各代理人がいずれも単独で当事者を代理できるため、いずれも本人が文書を受領する権利を有し、そのうちの一人に送達された時、合法的な送達の効力が発生する。もし各代理人の文書受領時間が異なる場合は、単独代理の原則に基づき、一番先に受領した時間を送達の効力が発生する時間とする(最高裁判所民事裁定 1999 年度台抗字第 204 号の裁定を参照)。

代理人変更登録事項手続きの申請は、その変更登録許可の書簡を変更後の代理人に送達し、並びにコピーにて変更前の代理人に通知する。

出願人が委任した代理人が既に死亡し、且つ専利主務官庁に知られている時、当該出願の代理人が 2 人以上である場合、願書に記載されているその他の代理人に送達する。もし送達できるその他の代理人がない場合、以下の方法により処理する：

- (1)出願人が台湾域内において住所又は営業所を有する場合、直接出願人に送達し、並びに本出願の代理人は既に死亡した旨を説明し、法により委任関係が消滅したことから、別途代理人に委任又は自ら処理するよう要請する。その他、出願人の権益に配慮するため、コピーを死亡した代理人の事務所へ送達し、事務所が即時出願人に専門意見を提供できるようにする。
- (2)出願人が台湾域内において住所又は営業所を有しない場合、死亡した代理人の事務所に通知し、指定期間内に別途代理人を委任する旨を出願人に知らせるよう伝える。期限内に回答しなかった場合、直接出願人に送達し、法により代理人を委任するよう伝える。

1.3 代理受取人への送達

出願人又は代理人が第三者を送達代理受取人として指定した場合、指定された送達代理受取人に送達しなければならない。

出願人が台湾域内において住所又は営業所を有しない場合、代理人に委任しなければならないが、第三者を送達代理受取人として指定してはならない。

同一の出願において、出願人があらかじめ送達代理受取人を指定してから代理人に委任した場合、その出願は全権代理人に委任して処理することに基づき、直接代理人に送達する。

同一の出願において、出願人が代理人に委任し、同時に又はその後に送達代理受取人を指定する場合、争議を避けるため、書類が代理人又は代理受取人に送達されるべきかを指定期間内に確認するよう出願人に通知する。期限が過ぎても出願人が確認しなかった場合、代理人に送達することとする。

2. 送達を受けるべき住所

送達は、送達を受けるべき者の住居所、事務所、営業所又は就業所をこれとする。ただし、専利主務官庁の事務所又は他の会談場所が送達を受取るべき者である場合、会談場所をこれとすることができる。機関、法人、非法人団体の代表者又は管理人が送達者である場合については、その機関の所在地、事務所、営業所、会談の場所又は住居所をこれとしなければならない。送達を受けるべき者が就業所を有する場合も、当該場所を送達場所とすることができる。

送達を受けるべき者が出願人である場合、専利願書上の住所欄に記載されている出願人の住所を基準とする。もし、同一の送達を受けるべき者に二つ以上の住所が記載されている場合、出願人に期限を設けてどちらか一つの住所を送達を受取るべき住所として選択するよう通知し、期限内にどちらかを選択しなかった場合、一番目の住所を送達を受けるべき住所とする。

送達を受けるべき者が代理人である場合、代理人が専利主務官庁に登録した住所を基準とし、代理人の住所が移動されている場合、今後の書類送達を確保するため、自発的に代理人の住所変更手続きを行わなければならない。

合法的に送達するため、出願人、代理人又は送達代理受取人の送達を受けるべき住所は私書箱であってはならない。

3. 送達方法

文書は送達を受けるべき者に送達しなければならず、送達すべき場所で送達を受けるべき者に面会できない場合、事理能力のある同居人、被雇用者又は送達すべき場所の郵便受取人に文書を交付することができる。ただし、前述した同居人、被雇用者又は送達すべき場所の郵便受取人と、送達を受けるべき者が当該専利手続き上において利害関係が相反している場合、この限りではない。同居人、被雇用者又は郵便受取人が書類を本人に渡したか否かに関わらず、いずれも同居人、被雇用者又は郵便受取人に交付した時点で送達の効力が発生する。

郵政機関送達訴訟文書実施弁法第7条を準用する行政手続法第68条第5項に：「機関、学校、工場、商業施設、事務所、営業所又はその他の公私団体、機関の従業員又は居住者、又はアパートマンションの居住者が送達の受けるべき者である場合、郵便機関の送達人は訴訟文書を送達場所内の郵便受取人に渡すことができる。前項の郵便受取人は、民事訴訟法第137条に規定の同居人又は被雇用者と見なす。ただし、郵便受取人が相手側の当事者である場合は、この限りではない。」と規定されていることから、書類が既にその送達住所と同じ住所のビルの管理委員会の管理委員に送達され、管理委員が署名して書類を受取った場合、並びに郵便送達証明書の添付があり参考することができれば、送達

の効力が生じる。

もし、送達を受けるべき者、同居人、被雇用者又は送達すべき場所の郵便受取人に送達できない場合、送達を寄託する方法をこれとすることができる。郵便業務機関による寄託送達である場合、書類を送達地の郵便業務機関に寄託することができる。

送達証明書を添付した書留で送達し、並びに郵便配達員が寄託送達者である場合、当事者がいつ寄託機関(例えば：受けるべき送達住所が管轄する郵便局等)で受取ったに関わらず、いずれも既に送達の効果が発生する。もし、送達証明書を添付しなかった場合、たとえ寄託した郵便業務機関で受取り、並びに受領通知書をもって送達を受けるべき者に通知しても、寄託送達の手続きを実行できないため、送達を受けるべき者が受取るまでは自ずと送達の効力は発生しない(法務部 2002 年法律字第 0910032965 号解釈書簡参照)。

出願人が仕事又は出国等の原因により、送達すべき場所におらず、外出期間に寄託送達を受けた場合、当該寄託送達が法に反すると証明できない限り、書類は寄託送達時に合法的な送達の効力が生じる(最高行政裁判所 2008 年度裁字第 4254 号裁定参照)。

前述した送達方法のいずれによっても送達できない場合、専利公報にこれを公告しなければならず、並びに公報を掲載した日から満 30 日後に、既に送達されたと見なされる。公示送達できる状況は：願書に受けるべき送達住所を記入していない、送達を受けるべき者の送達場所が知れない又は当該受取人がいないことにより公文書が送達できない場合等を含む。

4. 送達証明方法

送達事実を証明する証拠や方法は、送達証明書(送達方法、送達時期と時間、送達人の署名及び送達を受けるべき者又は受取人の署名を明記)、配達証明付き郵便物などを含む。しかし、送達の事実があるか否かは、その他の証拠資料によっても証明することができる。例えば、配達証明付書留郵便の配達証明が紛失した場合、受取人、差出人両方の当事者は「国内各書留郵便問合せ申請」をもって郵便局に当該書類の送達時期の問合せを申請することができ、郵便局の調査によって返答された場合、当該返答を証明とすることができる(経済部(86)訴字第 86608567 号訴願決定書参照)。